

令和3年稲敷市農業委員会第7回総会

[7月12日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 6 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程 9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)
日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	15番	関口邦子君
7番	吉田武君	16番	高須一郎君
8番	内田和新君	17番	篠崎文夫君
10番	黒田和夫君	18番	川島昇君
		19番	根本脩君

欠 席 委 員

3 番 横 田 悌 次 君 9 番 宮 本 信 夫 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	根 本 大 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	谷 部 義 也 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	田 中 孝 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 幹	平 沢 心 平 君

午後 2 時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和 3 年 7 月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は 17 名です。欠席委員は 3 番横田委員，9 番宮本委員の 2 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は 11 番山下恭一委員，12 番野口克行委員の両名を指名をいたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書 1 ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。3件ございまして、いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書2ページから8ページまでの12件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書9ページ10ページになります。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

受理番号1番から6番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。受理番号7番から10番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。なお、受理番号1番2番と7番から10番につきましては、圏央道の4車線化事業に協力するものとなっております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 11ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件、貸借権の設定1件でございます。

受理番号1番 柴崎字寄居下 田1筆、314㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

受理番号2番 下根本字天神前 畑1筆、163㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものでございます。

受理番号3番 鳩崎字余郷入 田1筆、1,006㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、受贈するものでございます。なお、美浦村発行の耕作証明書が添付されており、受人が59アールの農業経営を行っていることを確認しております。

受理番号4番 結佐字流作 田1筆、961㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

受理番号5番 浮島字妙技 田1筆、998㎡

受理番号6番 須賀津字須賀津 畑1筆、516㎡

についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。

7月10日に、古澤推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台を所有しております。農業従事日数は270日、経営面積は86アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号2番について報告いたします。

7月2日に、沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培する認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コン

バイン1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は170日、経営面積は328アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号3番について報告いたします。

7月5日に、清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、自家野菜を栽培をしている農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積は59アール、調査の結果、受人は、農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号4番について報告いたします。

7月6日に、郡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積61アールです。調査の結果は、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで調査委員の調査の報告が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 13ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

なお、受理番号1番から6番まで、転用目的は太陽光発電施設用地となります。

受理番号1番 江戸崎字児松 畑3筆, 2, 075㎡で305ワットパネル390枚設置。

受理番号2番 江戸崎字児松 畑2筆, 2, 129㎡で305ワットパネル390枚設置。

受理番号3番 神宮寺字揃内 畑1筆, 1, 374㎡で460ワットパネル252枚設置。

受理番号4番 清水字あらく 畑2筆, 1, 203㎡で370ワットパネル252枚設置。

受理番号5番 高田字越後台 畑2筆, 1, 932㎡で305ワットパネル360枚設置。

受理番号6番 高田字越後台 畑2筆, 1, 390㎡で305ワットパネル360枚設置。

受理番号1番から6番については、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

次に、15ページをお開き願います。

受理番号7番 下須田字新屋敷 畑1筆, 346㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、中古車販売業を営んでおりますが、事業の拡大等に伴い、車両置場が必要になり、住まいの隣接地に車両置場用地を計画し、申請に及んだものでございます。事業計画は、車両7台を置く計画です。

以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番2番について調査報告いたします。去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。受理番号3番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。受理番号4番について、去る8日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するも

のであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。また、受人は個人ですが管理は業者が行うということですので問題ないと思われまます。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番6番について篠崎惣壽委員より報告をお願いをいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号5番6番について、去る8日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号7番についてわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号7番について、去る8日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、車両置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程7 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 16ページをお願いします。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番 中山字中山 畑1筆, 494㎡についてですが, 平成8年頃より駐車場用地として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号2番 阿波字西久保 畑2筆, 876㎡についてですが, 35年以上前より宅地及び駐車場用地として利用されており, 撮影年月日, 平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番(遠藤一行君) 4番遠藤です。受理番号1番について, 去る8日, 篠崎委員と推進委員の海老原委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から駐車場として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番について, 吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番(吉田 武君) 7番吉田です。受理番号2番について, 去る8日, 高須委員と推進委員の田仲委員と事務局で, 申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果, 20年以上前から宅地及び駐車場として利用されており, 国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は, 農地法第2条の農地に該当せず, 非農地と判断します。よろしく御審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

以上で, 調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

[(なし) との声あり]

○議長(根本 脩君) それでは, 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって, 本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

日程8 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 17ページをお開き願います。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、新規設定が、4件、8筆、16,598㎡、再設定が、1件、7筆、4,416㎡、合計、5件、15筆、21,014㎡の利用権設定でございます。

新規設定につきまして、説明いたします。

受理番号1番 羽賀沼字羽賀沼 田1筆、2,954㎡

柴崎字四反田 畑2筆、507㎡

設定を受ける方の農作業従事日数は150日で、期間は10年です。水稻に係る小作料は10アール当たり玄米90キロ、畑につきましては、使用貸借権の設定のため、0円です。

受理番号2番 小野字小野 田1筆、3,034㎡

受理番号3番 小野字小野 田2筆、3,858㎡

受理番号4番 小野字小野 田2筆、6,245㎡

につきましては、設定を受ける方は、948アールを耕作する法人で、利用目的は水稻、期間は10年、小作料につきましては、圃場ごとに設定されており、議案書記載のとおりです。

再設定につきましては、議案書のとおりです。

新規設定、再設定いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程9 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 18ページをお願いします。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、18件、60筆、73,906㎡についての利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、小作料等につきまして、一部説明いたします。

集積計画に係る利用権設定明細において、筆ごとに数量が定められている案件に関しては、数量を2段ないし3段で記載しております。

20ページの受理番号14番及び21ページの受理番号17番については、使用貸借権の設定のため、0円です。

受理番号15番、16番、18番については、利用権設定明細において、筆ごとに金額が定められておりますので、10アール当たりへに換算した金額を記載しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 22ページをお願いします。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分 18件、60筆、73,906㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、茨城県知事が配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けることとなります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後2時32分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

11番委員 山 下 恭 一

12番委員 野 口 克 行